

第六十一回国 参議院 通信委員会 會議録 第十六号

昭和四十四年五月十五日(木曜日)

午後一時十八分開会

委員の異動

五月十四日

辞任

上林繁次郎君

補欠選任

北條 浩君

出席者は左のとおり。

委員長 永岡 光治君
理事 新谷寅三郎君
西村 尚治君
松平 勇雄君
鈴木 強君
植竹 春彦君
長田 裕二君
古池 信三君
那 祐一君
白井 勇君
久保 等君
松本 賢一君
森 勝治君
浅井 亨君
北條 浩君

委員

政府委員

事務局側

説明員

郵政大臣 河本 敏夫君
郵政事務次官 木村 睦男君
電気通信監理官 浦川 親直君
常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

日本電信電話公社 米沢 滋君
社総裁
日本電信電話公社 黒川 広二君
社総務理事
日本電信電話公社 武田 輝雄君
社営業局長

本日の会議に付した案件

○連合審査会に関する件
○有線放送電話に関する法律及び公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永岡光治君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨十四日、上林繁次郎君が委員を辞任され、その補欠として北條浩君が選任されました。

○委員長(永岡光治君) 連合審査会に関する件についておはかりいたします。

宇宙開発事業団法案について、科学技術振興対策特別委員会に対し、連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会の開会の日時につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(永岡光治君) 有線放送電話に関する法律及び公衆電気通信法の一部を改正する法律案を

議題といたします。
本法律案に対し質疑のある方は、順次御発言願います。

○西村尚治君 それでは皮切りとして、私から最初に簡単に二つ三つ質問してみたいと思っております。この有線放送電話、これが現在の程度全国で施設があるかということ聞いてみましたら、約二千四百カ所ある。全国の市町村の五〇数%に当たるということでございますが、この有線放送電話というものが本格的に取り上げられましてから十年余り、この十年余りの間に、全国市町村の五〇数%にのぼる普及率を示したということは、有線放送電話というものの機能といえますか、効用といえますか、そういうものが広く認められた結果だと思っております。他方、公社のほうの一般加入電話も、徐々にではありますけれども農村部にもついている。特に三十九年以来、農村集団自動電話という制度が始まりまして普及してきたようでございます。そういう中にありまして、有線放送電話施設というものの最近の状況ですね、並びに今後どういう状態ではあるか、推移していくであろうか、その辺の見通しにつきまして、まず郵政省からお聞きしたいと思います。

○政府委員(浦川親直君) 有線放送電話施設のまづ現状でございますが、ただいま先生のおっしゃるように、施設数は二千三百七十四、四十三年三月末現在でございますが、千七百三十四の市町村に施設されておりますが、千七百三十四の市町村の平均の増加状況でございますが、三十八年に施設数は二千六百四十九ございましたが、これを最高といたしまして、逐年少しずつ減少してまいりました。四十二年度におきましては、先ほど申し上げましたが二千三百七十四ということに相

なっております。しかしながら、加入者の数は三十八年には二百二十五万でございます。それが三十八年度中には二十七万、三十九年度中には二十九万、四十年中には二十八万、四十一年度中には二十四万と増加してまいりまして、四十二年には十萬というふうな増加でございます。ずつと増加率が、増加数が減ってまいっております。これは公社電話の普及ということもございましょうし、有放三百十六万という数は市町村の五三%にも普及してある、農林漁業団体のところに相当普及してまいっておりますというふうなことで、今後の有放の増加率というものは少くもサチュレイトしてくるのではないかと、いうふうな、私どもは考えておる次第でございます。

○西村尚治君 相当普及率が鈍化してくるのである、それにはある程度、普及が天井だとはおっしゃいませんでしたけれども、相当のところまで普及した結果というふうなお話でございます。ただ、まだまだやっぱりこの電話に対する需要が各地区に多いことは事実なんです。で、聞きますと、最近問題になっております過疎対策、これの一端として有線放送電話を思い切つてどんどんつけてやる、つけるべきだ、このための助成金を出すべきだというふうな話をあつちこつちで聞くのですけれども、これに対しての郵政省の御見解はどうでしょうか。これは所管が違ってもいいかもしれませんが、念のために郵政省のお考えを伺いたいと思っております。

○政府委員(浦川親直君) 過疎対策といたしまして、有線放送電話の施設の設置について補助をするということにつきましては、まあ郵政省といたしまして、通信政策の分野で処理するということはいささか適當ではないというふうな考えはありますが、この施設の普及が過疎対策に役立つものでありますれば、私どもの所管である有線放送電

話といふものの技術指導、あるいは許可、監督、経営指導というように積極的にこれを指導していききたい、こういうふう存じておる次第でございます。

○西村尚治君 わかりました。

有線放送電話、これは五年ごとに有効期間の更新ですか、手続をしなければいぬわけですね。その切りかえのときに、さっきお話を聞きますと、三十八年ですか、三十八年をピークにして、その設置施設は減っておるといふことで、すけれども、その切りかえのときに、農集電話に移行するといふような事例がありますか、どうですか、あればどの程度でありますか。それが一つと、こういった切りかえの時期、あるいは新しくこれからつくる、取りつけようというときに、地域によつては、有線放送電話のほうがいいんだと主張するグループがあるかと思えば、農集電話自動電話のほうがずっと便利だといつて主張するグループがあつて非常に対立するところが多い。地域によつては、かなりトラブルが起つておる事例が事実ございます。おそろくかなり相当の数のにばつておると思うので、これは両者にはそれぞれ長所、特徴があると私は思うのです。農集電話にはいいところももちろんあります。有線放送には有線放送としての機能が、特徴があるわけですが、その両者のそういうことに対する知識の不足といひますか、そういうことが原因している場合が多いと思ふのです。そこで郵政省としては、この農村集団自動電話はかくかくだ、こういうものだ、こういった点が便利だ、いい点だ。有線放送電話についてはかくかくだといったようなことをよくひとつとらわれないで、公平な立場で説明をし、指示をなさることが必要じゃないかといふことを感ずるわけでございますし、先般、おたくのほうで諮問せられて、郵政審議会からのこの問題についての答申にも、そういうアドバイスがあつたように思ひます。そうして両者があまりいがみ合わないで仲よく並存するように、平均して存立をしていくようにする

ということとで地域の発展といひますか、電気通信の面における地域格差の解消に両者が相提携して役立っているように指導をしていただく必要があるといふふう存じておるのでございますけれども、それについての郵政省の御見解を承りたい。

○政府委員(蒲川親直君) 最初のお尋ねでございますが、五年たち、あるいは次の延長期間が終了いたしましたときに、農村集団自動電話に移行するものがあるかどうかといふことでございまして、概略の数を申し上げますと、三十九年――これは始まったばかりでございますが、五カ所ばかりでございます。それから四十年には二十三カ所、四十一年には三十一カ所、四十二年には二十五カ所といふことに相なつておりますけれども、これがすべていわゆる更改期にきた、あるいは許可の期限がきたといふときに移行したかどうかはつまびらかにしておりませんが、まあ大体施設が古くなって、またそこで金をかけなければならぬといふようなところで農集に移行したのではないかといふふう存じております。

それから許可が切れたあるいは施設を更改しようといふようなときに、まあ有放にすべきか農集にすべきかといふようなことで、御指摘のようなトラブルが過去には若干あつたようでございますが、現在は公社のほうも相当下部まで滲透しまして、そういうことのないようにいたしておりますし、また過般、一昨年の郵政審議会の答申にもございまして、この農集と有放との比較対照表、両者の得失といふものを、よく一般の方々が相談に電波監理局に参りましたときに、よく説明してあげるような資料をつくりなさいといふ意味でもといたしましてそれを受けて、その比較対照表と申しますか、参考資料を作成いたしました。地元の方々も御相談に参られたときに、よくこれを説明いたしました。そしてその上で両者どちらにするか、地元の選択にまかせるように指導させておるところでございます。

○西村尚治君 次に、この条文ですが、改正案の

条文ですが、第一条、第二条、ほんとうにこの表現が、読んで頭の痛くなるような回りくどいといひますか、非常に難解な条文になつていふように思ひますが、要はこの地域の、当該地区の「地域の住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有している」場合には云々と、まあここが中心だと思ふわけですね。で、こういった比較的緊密な関係を有する場合には、ひとつ例外を認めようという趣旨だと思ふわけですね、これはその当該地域における社会生活、経済生活の実情に即応するように法改正しようとする趣旨にほかならぬわけでありまして、まあ私もあつても賛成でございます。賛成でございますが、あくまで原則に対する例外だと思ふわけですね。原則に対する例外ですから、あまり野放図に認める御意思ではないはずだと思ふわけですが、まあ時間がございせんから、ごく簡単に御聞きしますけれども、ついで

○政府委員(蒲川親直君) 「比較的緊密な関係を有している」といふ場合に、業務区域を同一市町村から一部はみ出して、これを同一市町村とみなすといふものと、接続の、公衆法の改正のほうの、県境を境にしますところの隣接した市町村に公社の線をもちまして接続をする、市外通話をさせるという二つがございまして、まず最初の業務区域の制限のほうでございまして、現在われわれが考えておりますところは、大体川とか山岳などによりまして自分の所屬しておる市町村と隣接されたような地域あるいは市町村事務の大部分について隣村に委託をするといふような地域

は、この「比較的緊密な関係」といふことを、どういふところに基準を置いて認定をなさるおつもりかどうか、これをまずお尋ねをしたい。それから、もしわかつておれば、これに基づいて今後予想されるであろうその例外箇所ですね、認めるであろう地域、そういうものがどの程度予想、子見されておりますか。わかつておりましたら、それもお尋ねしてそれで私の質問を終わりたいと思ひます。

あるいは合併後の分村部分が従来の村と密接な関係があるといふような場合、それから開拓地域のようなところ、あるいは同一農林漁業団体の地区で、本体の同一市町村内の業務区域に隣接しております。またそれらが非常に一体となつておる地縁的な共同社会をなしておるといふふう存じておるものといふようなものを現在基準にしたかどうかといふふう存じて検討しておるところでございます。

それから接続通話の範囲の関係でございますが、これにつきましては、大体公社電話による通話が非常に多いと、そういう実績をとらえ、あるいは職場、公共的な施設あるいは交通機関の利用関係といふことが非常に密接であるかどうか、あるいは生活の必要物資の交流関係もしくは主要産業上相互依存関係が相当密接であるかどうかといふような点をとらえて今後一つの基準的なものを考えていききたい、かように存じておる次第でございます。

それから、現在そういうところが、どの程度あるであろうかといふお尋ねでございますが、これはこれからの問題でございます。ただかにかかりませぬけれども、業務区域の場合、すなわち同一市町村外にはみだた部分を業務区域にしてもらいたという陳情が現在五十件程度出ております。しかしながら、この法律が出ますれば、当然これがふえてまいるといふことは私も予想しておるものでございます。それから接続通話のほうでございますが、これは現在、県境を境にしまして相接しておる市町村でかつ第二種接続通話契約をしておる施設のある市町村、これが百四十三市町村ございまして、施設の数も百七十五施設でございます。このうち県境を介して相互に隣接する市町村の組み合わせ、これは二十組余りでございますが、これもやはり、こういう法律が施行されますと、第二種接続を申し込んで、またこの県境を境にする隣接市町村にも話をしたいといふことがやはり若干ふえるといふことは予想しております。

○久保等君 私も、簡単にほんの数点について質問をいたしたいと思いますが、いまの西村委員の質問にも関連するのですが、この有線放送電話の法律改正並びに公衆電気通信法の一部改正の自身は、この法律案要綱の中に説明せられておりますように、改正案の内容として、要するに、「有線放送電話の業務区域について、一の市町村とこれに隣接する市町村の一部にまたがって特に社会的経済的の一体性を形成している地域を業務区域とする事ができるようにする」という一つの点と、もう一つ、いま説明もありましたが、「県境に接する市町村内の接続有線放送電話設備について、その市町村と特に社会的経済的に緊密な関係にある県外の隣接市町村内の電話および接続有線放送電話設備と接続通話のできるみちをひらく」、まあこの二点に要約されておると思えます。ところで、今回出されております法律の改正案で見ますと、ことばの表現の問題で、提案の趣旨とニュアンスが若干違うように見受けられる条文の表現がございます。それはすなわち有線放送電話に関する法律の一部改正のところ、それから公衆電気通信法の一部改正のところ、有線放送電話の場合には第四条の第二号、その中に、「これらの地域の住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有しているため」云々とあります。それから公衆電気通信法の一部改正の場合には、五十四条の五の第二項、その中にやはり、これは隣接する県外の市町村との接続通話の問題でありますが、やはり「比較的緊密な関係を有する場合には」という文言を使っております。有線放送電話に関する法律改正の第四条の場合を考えますと、結局、郵政大臣が許可する場合の基準に、同一市町村内の中で相互に比較的緊密な関係を有するという条件がなければならぬ。それから、今回第二号をもって改正しようとしておられる市町村内とみなし得るところとして、すなわちいま申し上げた相互に比較的緊密な関係を有する場合には、これを同一市町村内と同じように扱っていいという趣旨だと思えます。ところで、ことばの表現は確かにむずかしい、長たらしい文章になっておるんですが、要するところ、先ほど申し上げた御指摘がございましたが、いわば例外として認めようという意味合いから、特に緊密な関係を有している場合には、これを同一市町村ではないけれども、隣接しております市町村を、あたかも同一市町村であるかのような扱いをしようというふうなところに、この規定の趣旨はあろうと思ふんです。したがって、比較的緊密な関係ということについての解釈、この点を法案の提案理由の説明なり、あるいは法律案要綱における説明なんかとの関連性において、少し明確にひとつ意味するところを御説明願いたいと思ふんです。

○政府委員(浦川親直君) 全く御指摘のようなことでございまして、この比較的緊密な関係と申しますのは、他より比較して、より一そう緊密であるという意味でございまして、法案の要綱に書いてございますように、特に社会的、経済的に一体性を形式しておるといふような意味でございまして、また接続通話のほうでは、特に社会的、経済的に緊密な関係のあるという表現をしてございしますが、これと全く同意義に解しまして、私どもとしては、この法律の運用をしてまいりたい、こういうふうな考えでおる次第でございまして、○久保等君 いまの御答弁で、私も意味はわかりました。確かにことばの表現としてはあまり適切でないと思いますが、趣旨はそういうことで、特に緊密な関係という趣旨に理解をして、私はこれに対する問題を打ち切りたいと思ふんです。なお、有線放送電話の法案のほうですが、業務区域の問題について、第六条すなわち業務区域外の接続というものは認めないことになっておるわけですが、学校とか、病院だとかといったような特殊なものについては、その地域住民の生活上必要だという立場から、たとえば学校、病院等を、業務区域外であってもこれと接続を認めていいという、新しい業務区域を実質的に拡大するような意味合いの第六条を設けております。これは、

いわゆる学校とか、病院だとかいったような問題については、地域住民の特に福祉という問題、あるいはまたきわめて重要な、たとえば消防署、その他の公共施設等との関連で十分必要性が考えられます。具体的に今日までの実際や、有線放送電話の法律ができて以来、こういったような問題で経験せられた例があるかどうか。また現に、当面この条文等によって解決をしなければならぬと思われまぬような地域がありますか。あれば、どのぐらいの地域、何か所ぐらいありますか。そういったことを御説明願いたいと思ふんです。

○政府委員(浦川親直君) ただいま御指摘の、除外区域の中における公共的施設、その他住民と緊密な関係のある施設との連絡のために、従来は公共施設の一部に限りまして、これを業務区域に擬制いたしました許可をしておたわけでございますが、今回これをそういう解釈にはやや難点があるのではないかと、第六条におきまして、はっきりとこれを明記したわけでございます。さらに一昨年の郵政審議会の答申におきまして、ここに掲げますような第六条の今度の改正に、こういうような学校、病院、その他業務区域内の住民の通常生活に必要な施設との連絡、その他、その業務区域内の住民一般の利便の確保をはかるために必要であつてやむを得ないと思われる場合において、郵政大臣の許可を受けるときという条項によりまして、先ほどちょっと触れました郵政審議会の答申にございまして、若干この公共的施設の解釈を少し広げたらどうか、あるいはその中にある農家を含めたらどうかという答申を受けまして、この法律によってこれを実施したい。なお最初に申し上げました業務区域に擬制いたしましたやっております関係上、昨年の八月に在来市町村、役場、警察署、消防署というものは、水防団とか、保育所とか、森林組合というふうなもの、あるいは農家というふうなものを、通達によりましてすでに実施はしております。それで今回はっきりと、この法律改正により

ましてこれを明確にいたしました、こういう次第でございまして。

○久保等君 従来、そういう運用の面で、この公共施設としてある程度擬制をして運用してまいつたという事例なんです、何か所ぐらいありますか。

○政府委員(浦川親直君) 実は、私どもこの教につきましては、いまちょっと資料がございませぬので、調べて後刻お答えしたいと思ひますが、本省には現在そういう資料がございませぬ。

○久保等君 まあそれでは、その資料は後ほどまたひとつ別途お届けをいたたくようにお願いいたします。

次に移りますが、例の全国いわゆる三十三施設、県外一中継の接続有線は、昭和三十八年から三年、さらに二年の期間を延長しまして、昨年の十二月に法律的には期限が切れたわけでありまして、この施設の問題に対する処理模様を説明願いたいと思ひます。

○政府委員(浦川親直君) この三十三施設につきましては、昨年十二月末をもって従来の県外接続の取り扱いは打ち切られますので、このうち二施設につきましては、昨年末までに集団自動電話へ移行いたしました。問題は解決をしております。残り三十一施設につきましては、本年の一月から一年以内の期限を限りまして、地域団体加入電話乙という特別の地域団体加入電話にいたしまして、ひとまずこれをおさめたわけでございます。このうちさらに一施設は三月三十一日に農集に移行いたしましたので、現在残っておりますのは三十施設であります。しかし、なお地団という形で、県外通話を接続してありますが、この法律が施行されますと、施設によっては、一部あるいは一般の有線電話の接続としても、従来の県外通話の大部分が救済されるというふうなものもあるいはあろうかというところもございまして。

現状は以上のとおりでございまして。

○久保等君 その経過は私、繰り返す必要もない

と思うのですが、結局昨年の十二月で法律は一応期限切れになった。しかし、実態の存するところ、特に地域の住民の方々が現実を利用しておられる。これを実際問題どう処理するかということ、政府のほうでも非常に苦勞せられたと思うのですが、われわれ結局、立法的な措置を講じなければならぬし、また、ほかにもいろいろな問題もあるというところで、ただいま審議をしております法律が、いわばこれに対する対策的な法律だと思っておりますが、もちろん、今日ここで審議いたしております法律案は、いろいろ今日までの経験と経過にかんがみて、さらに特に農村方面における地域の住民の方々の利便をひとつ増大をしてみようという立場から、先ほど指摘いたしましたような点についても、業務区域をむしろ拡大をしてみよう、これが特に社会的、経済的に非常に緊密な関係があるといったような地域については、その実態に即して、あまり行政区域といったようなことの画一的な形で処理するのではなくて、実態に即して処理をしようという今積極的な意味を持つて内容の法改正がなされようとしたしておりますが、同時にまたいま私申し上げております従来の三十三施設——最近三十施設にいまの御説明でなつたようなお話であります、この問題については、昨年から経過のある問題でありますから、十分にひとつ地域の方々と話し合いをし、また、納得を願って、いわば全国的な扱い方と同一になるような形で、この法施行直後にひとつ早急に解決をしてみたい、かように実は考えます。したがって、監理官の御答弁で現状の御説明は承つたのでありますが、今後の扱い方として、特に契約の形からいえば、本年一年間という行政上の措置がなされておるようです。したがって、そういう時間的な問題もあろうかと思ひますし、ぜひ積極的にこの問題について解決を見るように努力願いたいと思ひます。その点についての郵政省の所見をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(浦川親直君) 一年の限りでこの特例地の乙の認可をしたわけでございますが、よく施設の方々と十分今後話し合いをいたしまして、できるだけ種々の方法によつて、これが正常の方向にいくように今後とも努力を続けていきたい、かように存じます。

○久保等君 同時にとにかく電話に対する要望なり需要というものが、非常に農村方面においても強いわけでありまして、また、有線放送電話がそもそも生まれた歴史的な経過なり、背景というものは、結局農村で電話を申し込んでみてもなかなかつかない、そういうような事情等から出てまいつたところに大きな原因があつたと思ひます。したがって、本来の電話について、積極的に電電公社自体が従来より以上に努力をしてみようという立場から、先ほど指摘いたしましたような問題に對して、当然電電公社そのものが積極的ないわばそれに対する代案をいふ、か、そういうことなことも並行的に進めながら、いま言つた三十三施設——現在は三十施設になつておりますが、その問題についても、全国的なものと同じようないわば水準をそろえてまいり、そういうことがなされなければならぬと思ひますが、電電公社のこれに対する態度なり、考え方をこの機会にお伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(米沢滋君) お答えいたします。ただいま郵政監理官からお答えありましたとおりいろいろ経緯がありまして、三十施設残つておりまして、いわゆる特例の地域団体加入電話につきましては、地域の住民の方と十分話し合ひまして、早急に解決していききたい、努力いたしたいと思ひます。それから農村方面に對します電話の普及につきましては、公社として、たとえば農村集団自動電話をやるとか、あるいはまた農村公衆電話を架設するとか、あるいはまたマグネットの局に對しては電話をつけていくとか、いろいろ方法があるのであります。最近の積滞の増加等も考えまして、先般公衆電気通信法の一部改正案成立のときの附帯決議等におきまして、電話の架設普及をさらに促進するようにという決議がございました。

ので、第四次五カ年計画を拡大修正するというところ、この八月までに検討いたしましたして、その方向に沿つて努力いたしたいと思つております。

○久保等君 もう私の質問もつづつ終わります。が、従来から非常にいろいろトラブルといひますか、いろいろと誤解が生じておつた。たとえば農集と有線電話の問題、こういうような点については、最近いろいろ関係者の御努力できわめて明るい情勢が出ておつておられますことは、私も非常に実は喜んでおるわけですが、問題はやはり国民なりあるいはまた農村の地域住民の方々のための有線放送であり、また電話であり、したがって、そういう立場で、私はいかかこう一つのなわ張り根性的な立場で、こういう問題が理解されたり、取り上げられてまいり、非常に従来から残念に思つておつたのであります。最近こういうことについて、非常にいわば明るい空気が出てまいつておることを、お話を聞いて喜んでおるのですが、いま電電公社の總裁のお話にありましたのが、電電公社自体が、この農村方面における電話の普及について、いまのような問題についても、十分にひとつ地域の方々の御理解をいただけるような、積極的なひとつ私には手を打つてまいり、必要があるかと思ひますし、もちろん郵政当局が、有線放送電話の問題を考へる場合に、従来必ずしも各地域の末端にまで誤解のないような形で、はたして有線放送電話の問題が処理されておつたかどうか、これは多分に疑問があつたと思ひます。私は、したがって、この三十三施設の問題は、もちろんであります、同時に有線放送とそれから電話という問題について、これが何かしら利害相反するものだというふうな誤解がなくなるよう、ひとつ積極的な手をお考えいただきたいと思ひます。特に最近の、先ほど申し上げましたようななきわめて好ましい空気が出ておられます状況でありますだけに、この機会に一そのひとつ御努力を願つて電信電話事業というものの本来の性格なり、また国民に奉仕をしなければならない重要な事業というものを、こういうものについての

十分な御理解ももちろん、国民なりあるいは農村の方々に御理解をいただくと同時に、現実、電話がなかなか申し込んでつかない。そういう問題に對しては、一体具体的にどう対処するかというふうな問題については、有線放送電話の問題もありませんが、しかし本来的には、これは何と云つても、電話そのものの普及をはかることによつて解決をしてみなければならぬ問題だと思ひます。したがって、そこらに何か摩擦が起きてみたり、あるいはまた誤解が生じてみたりすることとは、これはまことに私は国民なり地域、特に農村の方々にしても不幸だと思ひますので、そういう点についてはひとつぜひ十分に意のあるところをお互いに話し合ひ、郵政当局、あるいは電電公社自体が積極的にひとつ地域の方々と話し合つて誤解のないようにしてまいりたいと思ひます。この点については一言郵政大臣のほうからも御所見をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) 有線放送電話と農村集団自動電話にはおのずからそれぞれ異なる使命と任務があると思ひます。この点よく納得するように関係住民にPRをしなければならぬ、こういうお話がございましたが、審議会の答申を受けまして、昨年来文書などをつくりまして積極的にPR等を講じております。なお、この電話を全国にできるだけたくさんつけるようにしなければならぬ、こういうお話でございますが、この点につきましては、先ほど公社の總裁がお答えいたしましたように、現在五カ年計画を再検討いたしましたので、もう少し数をふやしたい、かようにいま検討を続けておるところでございます。

実はお互いに通話時がぶつかってかからない、こ
ういうようなことでは、これはもう全く用をなさ
ないわけですから、このところもその地域、
地域の状況によって違ふと思うのですけれども、
せつかくつたけれども、どうも急の間に合わぬ
というふうな電話であつてはならぬと思つてお
す。したがつて、五個から十個ということであり
ますが、できるだけこれをやほり少なくしてまい
るようなこと、もちろんこれは資金的な問題があ
るわけですし、計画的になかなか——かねがね
言つておきますように、住宅電話も私も二共同
ぐらゐのところ、利用率の低いところはさしあ
たつてできるだけ積滞を解消するような努力をし
たらどうかというふうな提案をいたしておるわけ
です。したがつて、二共同まではいかぬにしても、
一本の線にそれがぶら下がつておる形であるなら
ば、それを七個にする、あるいは六個にする、五
個にする、あるいはさらに四個にするというよう
なことを、その状況によつてひとつ適切な方法を
考へてもらいたいと思つておる。これも各実際の
利用状況等、それからまた実際利用しておる人た
ちの声というものをひとつぜひ掌握してもらつ
て、地域の方々の要望に沿えるように、特に農集
の場合には農村であります、農村のそういう
た利用者の声を聞きながら改善をしていく方向に
ひとつ御配慮願ひたいと思つておる。このこと
について、現在どういふ声を公社の場合に聞いてお
られるか、まあそういうこともあわせてひとつ
御説明願ひたいと思つておる。

○説明員(黒川広二君) だいたいの農村集団自
動電話の共同数の数の問題でございますが、もと
もとトラフィクの非常に少ないものの組み合わせ
せで経済的につくるといふ考へで、五ないし十共
同ほど、平均いたしましたので八個くらいが
共同で一本の線にぶら下がつておりますけれど
も、だんだん調べてみまするといふと、この中に
特にトラフィックの高い方が組み合わされてお
る。そういうようなものは組み合わせを変えま

して改善することも一つ。それからこれはまた將
来の話になると思ひますが、いま非常にトラ
フィックの高い方がある場合は、非常に、で
きますれば私どもの施設が整つてまいりますな
らば、普通の電話にかわつていただく。そういう組
み合わせの点、または普通の線にかわつていくの
も一つの方法でございますし、また通話というも
のはだんだん地域社会の状況が、経済等が発展し
てまいりますとふえてまいるわけでございますか
ら、当時考えました五ないし十共同というも
のも事実でございますので、これを組み合わせの
少ないものに変えていくということも考慮いたし
ておるわけでございます。しかし、御承知のと
りまだ農集自動電話等の御要望もた
くさんございまして、そちらのほうの普及がまだ十分
でございませぬので、それ等のかね合ひもござい
ます。資金もかかることでございますので、將來
はなるべく早くそういう地域社会の御要望に沿う
ようにいたしたい、このように考へておる次第で
ございまして。

○久保等君 それからなお、私自らの経験ですけ
れども、私の四国のはうのいなかの例なんかを
とつて考へてみましても、有線放送電話という
のと、それから本来の電話というものがどうい
う関係にあるのか。農村の人たちがあまり理解され
ておらない事例に私も最近ぶつた。それはも
ちろん、農村の一人一人の住民の方だけではな
く、その地域における指導の立場にある町長あ
るいはまた町議会の議長、こういう諸君自身が有
線放送電話というものと一般の電話というものが
どういふ関係にあるのか、理解をされないもので
すから、有線放送電話の接続問題を片や運動す
る。片やまた電話局でひとつ自動化してもらつて
加入電話をつけてもらうというふうなことが同時
並行的に運動として進められたり、陳情せられて
いることを私もごく最近ですが経験いたしてお
ります。そういう点を考へると、そこらあたりの
ところを、各全国の機関を通じてもう少しよく

私、理解をしていただくように、積極的に働きか
けるようにする必要があるのではないかと
とを痛感しております。これは地域の方々にとつ
てもそうでありまして、いわば二重投資的なこと
を並行的にやつておるといふことで、そうする
と、どちらも中途はんばなようなものができ上
がつてしまふ。そこで特定郵便局のほうは自動化
をしていく、しかし、片やまた有線放送のほうの
接続もやつていくというふうなことで、どうもそ
このところが、すつきり理解されておらないとい
うふうなことがあるやうであります。したがつて
十分にしていかなければならない。したがつて、
そのことがまたさつきも申し上げたいいろいろな誤
解だとか、あるいはまたいろいろなるトラブルを起
こす原因にもなつておると思つておる。したがつて
後、また先ほど申し上げたような全国的にい
空気が出ておりますこのチャンスを生かして
らつて、ぜひひとつ本来あるべき電信電話事業と
いふもの、それからまた農村に欠くことのできな
い有線放送というものを、それからまた電電公社の
回線とは接続をしないけれども、とにかく有線放
送電話という形で、有線放送そのものがそのある
限られた地域ではありますけれども、通信電話
の要するに役目を果たして、そこらところ
がうまくお互いに補完し合ひながら、協力し合ひ
ながらこの機能を果たしていきけるように、ぜひ
ひとつこの機会に積極的な御努力をお願いするよう
に、重ねて私を請ひておきたいと思つておる。私
の質問は以上をもちつて終わります。

○北條浩君 私も簡単に補足的な質問を若干いた
したいと思ひます。
最初に、今回の郵政審議会の答申の内容であり
ますけれども、これはいろいろな角度から答申が
ございまして、このうち今回の法改正につきま
しては、ごく一部の問題が取り上げられてお
りましても、その他審議会の答申内容に盛り
込まれておる問題につきまして、具体的にどのよう
な措

置を講じられておりますか、または考へておられ
るか、その点につきまして最初に伺ひたいと思
ひます。
たとえ有線放送と、それから農集との関係に
つきまして、だいたいまいろいろ御意見等がござ
いましたけれども、地域住民に対するPRのため
に適当な相談機関を設けるなど、適切な措置を講
ずる必要がある、こういうふうなことがありま
すか、これに対してどのように考へてお
りますか。また業務の運営につきまして、「有線放
送電話の経理の状況についてみると、使用料の額
や経理の面で適切でないため、業務の運営の安定
を期したいものがある。以下同じ項目に
つきまして指摘をされておる。その点「この
種の経営については、自主的弾力的運用を認める
反面、収支や経理面の合理化について、強力な指
導」それから「職員の訓練、運営相談、定期監査
などにより自主的に行なうことが望ましい。」こ
のような意見が述べられておる。またさらに
行政機構につきましては「有線放送電話業務の許
可などに際し実情に即する弾力的措置を適切に行
なうためには、中央、地方に第三者を加えた審議会
を設け、必要に応じてその意見を聴取することが
できるよりにすることも一つの方策である」と考
へる。このような答申が盛り込まれておるけれど
も、こうした状況につきまして、どのように具体
的にお考へになつておるのか、この点をお伺
ひたいと思ひます。

○政府委員(浦川親直君) 有線施設に対します
経営あるいは技術指導、これらの面につきま
しては、私も直接にも指導いたしましたが、また社団
法人として郵政省が所管しておりますところの全
國有線放送電話協会を通じて、この施設の
指導ということをやつておる。特に技術関係
指導、すなわち建設指導あるいは保守面につ
きましては、これに補助金を与へまして指導をいた
しておるよな次第でございます。それからまた現
在地方電波監理局を単位といたしまして、地方電
波監理局と地方の電電公社の電氣通信局、それか

ら農林省の地方出先機関、その他自治体といたしまして各都道府県、これとの四者の協議会を設けて、常に会合を持ちまして協働をできるだけいたすというふうにしております。

それからまた、郵政審議会の答申にございませうな地方の第三者機関を交えた相談機関といいたすか、そういうものにつきましては、これは答申といたしまして一例をあげまして、こういうものがまず一つの方策ではないかというようなこととであげられたわけでございませうが、地方の意見を十分聴取するということにつきましては、なお一そう私どももいたしまして、中央、地方を通じまして努力をしていきたいというふうな考え方をおる次第であります。

○北條浩君 ただいまお話がありました中で補助金のお話が出ましたけれども、こうした指導上におきまして補助金をどのように運営されておるか、最近の年間の資料がございましたら、それに基づいて御説明を伺いたいと思います。

○政府委員(浦川親直君) この補助金は先ほどちょっと申し上げましたけれども、全国有線放送電話協会に對して四十一年度から補助金を交付してあります。四十三年度の実績は総額四百六十五万円でございまして、その内訳は建設、改修、巡回指導費といたしましてが二百五万四千円、それから旅費が百三十三万二千円、事務費が十四万一千円、それから保守の研修費といたしましてが四十四万四千円、旅費三十三万八千円、研修費三十四万一千円、こういうふうになっております。

○北條浩君 ただいま金額を伺いましたけれども、実際に指導すべき対象は相当多いと思うわけでありませう。これだけの補助金を使われて指導をされておる対象ですね、はたして何%程度の対象に対して実際の業務を指導されておりますか、この点につきまして御説明願います。

○政府委員(浦川親直君) 四十二年度について申し上げますと、建設指導につきましては五十七カ所を実施いたしました。これは新設のときの建設

指導にございませう。それから保守の巡回指導につきましては、七十九回、大体一回に二カ所くらいをやりませうので、この倍くらいの数と、そのよう

に御推察願います。それから保守の研修費にございませうが、これは二十三回、大体一回に一方所というふうな回数になりまして、ちょっとパーセンテージにいたしまして一年にやりませう回数は、補助金の関係がございましてそれほど多くございませう。

○北條浩君 非常に各地域によりましていろいろ状況があるかと思ひますが、ただいま問題になっておられますこの有放と、それから農集との関係、これはやはり両者の長所を生かして存続させなければならぬ問題であろうと思ふわけでありますけれども、特に有放につきましては、地域住民の方がいままでも営々と努力して今日までこられた実績があるわけでありまして、これと電気通信事業が一つの経済的な大きな発展に伴いまして、現在特に過疎対策の一環としまして、こうした地域に對する強力な指導ないしは補助といたすのが国の立場としましては必要であらうと思ふわけであります。したがって、この補助金を使われて指導をされる内容につきましても、非常にやり足らない点が多々あるのではないかと、このように思ふわけでありますけれども、この辺の御意見で

すね、これを十分政府として、対策費としては十分であるか、さらにもっと補助金を増額するなりして、過疎対策の一環としての力を注いでいくのか、考えがあるのか、その辺の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(浦川親直君) ただいま申し上げましたような回数でございませうので、決して多いとは思ひ申し上げられないと思ひます。これのやり方につきましては、各地方電波監理局へ施設から申し出ていただきまして、そして電波監理局で大体よろしいというところで全国有線放送電話協会が集計いたしました計画を立てる、こういうことになって

おります。もちろん補助金だけでこれをやっておるわけではございませんで、有線放送協会自体

の金を合わせましてこれをやっておるわけにございませう。私どももほうといたしましては、やはりもう少しこれはやってやりたいと思つておりますが、要求は出しておられますけれども、現状のような金で毎度の予算が成立しておる、こういうようになつておるわけであります。

○北條浩君 先ほど有放の現状並びに今後の推移につきましていろいろお話がございました。有放のほうは増加傾向が鈍化の傾向にある、こういうお話も承りましたけれども、農集のほうの需要と供給の関係並びに現在どの程度の積滞があるか、それの現状につきまして、公社のほうからお伺いいたしたいと思ひます。

○説明員(武田輝雄君) 農集は昭和三十九年度から実施した制度でございませうけれども、四十三年度末の状態を申し上げますと、設置箇所が六十七万一千七百九十五、加入数で申し上げますと六十七万一千七百九十五、加入数で申し上げますと六十七万

でございまして、四十四年度三十万の増設を計画いたしておられますが、積滞にお足りないといつたような状態にございませう。

○北條浩君 その点につきましては、先ほど總裁のほうから計画の練り直しということをお伺いいたしますけれども、今後のことにつきましてはあえて伺ひませんが、やはりそれだけの需要に應ずる新しい計画を練り直していただきたいと存する次第です。

なお、有放と公社との接続の問題でありますけれども、ただいまは公社線との接続につきましましては一中継と限定されておるようであります。それに対しては技術的な条件と、このように伺つておられますけれども、はたしてこの技術的な条件、これは今後それを改善して、さらに二中継または同一県内のせめて県庁所在地などには通過ができるようにするとか、そのような見通しを持っておられるのか、それとも有放に関しては、持

来そのようなことは考えられておらないのか、その内容につきましては伺ひたいと思ひます。

○説明員(黒川広二君) 御説明申し上げます。私ども電話は全国一千万ほどございまして、これが相互に接続するためには、また電話がよくできるためには、ロス通話の減り方がある程度以上でないといけないといふことになっておるわけです。私どもの専門のことばでは損失配分と申しておりますが、そういうものをきめて末端から末端まで通話ができるという組み合せになつておるわけでございませう。また、一千万もございませうで、それを全部つなげますために何回か中継をするといふ形をとつておるわけでございませう。その場合に、有線接続有線放送の場合にございませうが、多くの場合、有線接続有線放送のございませう地域はいなかのほうでございまして、農村、漁村のところをございまして、そういう場所と、その電話の加入者のところに、またさらに有線放送の電話がつながる。そうしますと、有線放送の送の電話がつながらない。それから、有線放送の中の通話の弱まり方に、それから私どものほうの電話局の中の弱まり方に、それから私どものほうの電話局の中の弱まり方に、それから私どものほうの電話局の中の弱まり方に、それから私どものほうの電話局の中の弱まり方に、それから私どものほうの電話局の中の弱まり方に、それから私どものほうの電話局の中の弱まり方に、

だいたいお話の市外接続というものは、第二種接続と申しまして、ある程度の損失以下でなければ接続できないといふ仕組みになつておるわけにございませう。そういう仕組みに、これを一中継にいたしませんと、とにかく通話が聞かれないという状況になりますので、そういう技術基準を設けておるわけでございませうが、このたびのお話のように、たとえば県外につなぐといふような場合には、普通の接続でいきますとなかなか一中継にならない、それも比較的緊密に關係あるといふところでは通話ができないといふことでは趣旨にもとりますので、一中継にいたしまして通話ができるような措置を講じて接続をするといふふうな考へております。

○北條浩君 その点では、今後技術上の開発というものは一応不可能である、このように理解してよろしいのでしょうか。

○説明員(黒川広二君) 一中継以上になりますと

通話ができないという場合も生ずることがございますので、それを避けまして一中継にして通話ができるようにして差し上げて接続をするという考えでございます。

○北條浩君 とういたしますと、有放の性格であります。やはり地域社会内における放送ということを中心として、それに電話の利点を加味して現在まで存続しておるわけでありませうけれども、今後は、そうしますと、放送自体につきましても、御承知のように非常にテレビも普及をいたしております。そうしますと、将来の方向としては、この有放に対してはきわめて需要の程度というものが、それ自身が鈍化してくるのではないかと、このように考えるわけでありませうけれども、当局としては、この有放と、それから農集と現在のところ共存しておりますけれども、将来その性格をどのようにして地域住民のために、または特に過疎対策の一環としまして、この地域社会における格差の是正、そうした農村、漁村の人たちに対する文化の恩恵をあまねく行き渡らせるために、現在ありますこの二つの性格のものをどのように指導されていくか、どのように運営されていきますか、そういう将来の方向につきましても、この際大臣の御意見を承っておきたいと思っております。

○国務大臣(河本敏夫君) 有放と農村集団自動電話のあり方につきましても、それぞれ使命と任務があるということにつきまして、先ほども申し上げたとおりでございます。今後その点を十分考慮いたしまして、両方が発達をいたしますように公社とも十分打ち合わせをいたしまして善処したいと考えております。

○北條浩君 それにつきまして、同じく公社の総裁の御意見を伺いたいと思っております。

○説明員(米沢滋君) この有放と、それから農集とおのおのの特徴があつて違った性格を持つておるわけですが、したがって、公社といたしましては、その地域の住民の方によく実態を知つていただきまして、その地域住民の選ばれる方向にこの

問題を公社としては処理する、一部、過去において若干営業活動が過ぎた点があると思いますので、そういった点は現在なくなつていくように思ひますし、今後ともそういった点十分注意してまいります。

○鈴木強君 最初に、提案をされております法律の中で、すばり改正点について伺います。

今度の改正は、お話がありますように、郵政審議会の答申に基づいて所要の改正が行なわれていくわけでありませうから、私も賛成です。要綱を見ますと、第四条の業務区域の場合、あるいは接続する場合もそうですが、「一の市町村とこれに隣接する市町村の一部にまたがって特に社会的経済的の一体性を形成している地域を業務区域とする」ことができるようにすること。これが一つです。これは有線放送電話に関する法律のほうです。それから公衆電気通信法のほうは、同様に「特に社会的経済的に緊密な関係にある」ということで通話の区域を広げる。そういうことがあると思うのですが、答申を見ましても、「経済的社会的に」とくに緊密な関係にある、「こうなつておる緊密な」となつておるすなわち「比較緊密な」となつておるものでしょうか。これはどういふふうにつなげるものでしょうか。

○政府委員(浦川親直君) 法律案に盛り込んでおるに、比較緊密な関係を有している、あるいは公衆法のほうで申します「比較的緊密な関係を有する」と二つありますが、これは他に比較してより一そう緊密であるというふうな解釈をいたしておられます。したがって、要綱でいっておりますところの「隣接する市町村の一部にまたがって特に社会的経済的の一体性を形成している地域」という意味合いのことをここで比較的緊密な関係を有するといふふうに表示しておるわけでございます。また、要綱の接続のほうで申し上げますと、「一の市町村と特に社会的経済的に緊密な関係にある」云々、こういうことを「比較的緊密な関係を有する場合には」と、こういうふうにしております。

この意味は、いま申し上げましたところでございますが、第四条の一項に、その「住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有し」ということばがございます。また公衆法の四十三条の四にもやはり「比較的緊密な関係」ということばを使つておられます。かような表現にいたした次第でございます。

○鈴木強君 これはおそろく答申の趣旨は、電気通信事業の一元的運営という立場に立つて、原則としてその同一市町村内通話区域、そういうことが答申に盛り込んでおると思つては、しかし、最近の社会的、経済的な変革というものは確かに境界を越え、市町村の行政区域を越えて自分の行政区域以上に密接な関係を持つところが出てきたと思つては、ですから、そういうものについては特別に配慮するということだろふと思つては、すなわち、皆さんがここに出しております改正の内容の中にある業務区域あるいは接続の場合に述べておる「比較的」ということは、要綱の中にある「特に社会的経済的の一体性を形成している」とか、答申の中に盛り込んでいる「とくに緊密な関係」を持つておるとか、こういうふうなイコールに考えておいていいのですか。

○政府委員(浦川親直君) ただいま御指摘のように、この郵政審議会の答申に盛り込んでおる線をそのままここに、法案に盛つたというふうにも私どもは考えているわけでございます。

○鈴木強君 これはもちろん、文言はどうあろうと、今後実際に郵政大臣が認可される場合にかつてくると思つては、ですから、私は、詳しいことはここで聞きたくないと思つておるけれども、ここに、この法律にうたつておるすなわち「これらの地域の住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有しているため当該一の市町村の区域内にあるものとみなすことが適当である」と認められるものを含む」と、こうあるもので、この「適当である」と認められるものとは一体どういふものかということが今後の問題として残つてくると思つては、そこでこの基準とい

うものは、あるいは省令で定める場合もあるでしょうし、あるいは通達なり何なりによつて定める場合もあるでしょう。現在の認可基準というのが一つございます。これをやはり変えなければならぬわけでしょう。この場合にどういふ基準で一体ものさしをつくらうとするのか。これはやはり今後運営上非常に問題があるといけませんから、大筋だけはひとつ聞かせておいてほしいと思つては、

○政府委員(浦川親直君) 現在のこの基準につきましては、通達で実施するという考えでおります。そこで、その基準の考え方でございますが、ただいまの第四条関係について申し上げますと、この同一市町村とみなすことができる認められるものという基準は、一応河川、山岳などによつて所属市町村と隔絶された区域、それから市町村事務の大部分について委託を受けている地域、また分村合併後の分村部分、それから開拓地域あるいは同一農林漁業団体の地区で、本体の同一市町村内の業務区域に隣接し、かつ、それらが一体として地縁の共同社会をなしている認定できるもの、こういうことを基本線といたしまして認定の基準をつくりたいと思つては、なお、関係各省ともこの基準については相談をすることにしております。

それから接続通話のほうでございますが、この基準につきましては、公社電話による通話の実績、それから職場、公共施設、交通機関、これからの利用関係生活必要物資の交流関係、主要産業上の相互依存関係等を目安とすることにいたしたいと思つては、

○鈴木強君 これはやはりケース・バイ・ケースでやつていただくことになるのですけれども、確かに地形上自分の所屬している市町村の役場に行くよりも、隣の町のほうへ行つたほうが近いというところがたくさんあると思つては、ですから、ここで具体的な例を聞くわけにはいきませんが、大よその程度の地域が考えられますか、見当がついておるすか。

○政府委員(浦川親直君) 四条関係の業務区域

についてでございますが、現在大体そういう陳情のご意見を五十程度でございます。しかし、この法律ができませんとそういう道が開けるといふことで、これはさらにふえることを予定しております。それから六条の公衆法関係の接続通話の方面でございますが、これは従来陳情のあったのは十件あまりでございますけれども、これは接続できないというので少ないのじゃないかと思

います。現在、県境を境にしました市町村で、公社と第二種接続通話契約を結んでおる施設なり市町村は百四十三市町村でございます。このうち県境を境にして隣接する市町村の組み合わせ、両方とも第二種接続契約をしている施設のある市町村の組み合わせでございますが、これは二十組余りでございます。おそれるこの百四十三市町村のうち、これはわかりませんが、これよりもふえることはあるまいというふうに考えております。

○鈴木強君 それは現在公社で認めているのは百四十三ということですか。それ以上はふえないだろうというんですか。それは何を根拠にあげておるんですか。

○政府委員(浦川親直君) これは組み合わせは二十組。いま両方第二種接続契約をしておる市町村の組み合わせは二十組でございますが、第二種契約をしております市町村は百四十三ござい

ます。これは片一方は、県境に隣接しております市町村、二カ町村ございまして、一方が第二種接続をしておりまして片一方が第二種接続契約をしておりま

すので、大体百四十三施設ぐらいじゃないかというふうな判断して、これをこえることはないんじゃないかと判断して、これよりもうふえるんじゃないかというふうな判断しております。

○鈴木強君 この基準は、関係の方面とも相談をしておきめになるんですけど、それはどこと相談しますか。

○政府委員(浦川親直君) これは、農林、自治

と一応この基準につきまして相談をいたしたい、こういうふうな思っております。

○鈴木強君 これは、私はもうこの法律を提案するにあたって、少なくとも委員会においてそれが質問をいたすわけですから、その際にあらかじめこういう基準によってやるのが法改正の趣旨に合致し、地域の皆さんの利益にもなる、国家的見地から見てよろしいんだ、こういうのはっきりしたものやっぱり示してもらわないと、法律案の審議に非常に支障があると思う。いまごろまだほかの省と相談をするというふうなことで、少し職務怠慢じゃないですか、私はそう思います。もう少し手つとり早くできないんですか。これは長い間懸案になっております問題でありますし、いまごろ相談をすべきですというふうなことはちょっと困るわけですか。

○政府委員(浦川親直君) 御指摘でございますが、農林、自治にも関係がございますので、私も今後さらに、大体これではよろしいんではないかと思っておりますけれども、さらに詰めていきたい、こういうふうな考えております。

○鈴木強君 それは郵政省でおきめになるわけですから、大臣の認可基準ですからね。その際に、農林省や自治省とよく相談をすること、これもけっこうです。私はそうしてやってほしいです。具体的に農政の実態を知っているのは農林省でしょう。また、この市町村の入り組んだ地域の問題についても、これはやっぱり専門ですから、自治省はよく御存じでしょう。相談することはけっこうですが、私の言っているのは、もう少し手ぎわよく基準をきめていただいて、少なくとも私もここでお聞きする場合にこういたします、これは関係各省庁とも相談をしてこういう方針でございますという、そういう大綱ぐらいははっきりしたものを示してほしかった。もちろん実施段階において、これはいろいろ具体的な問題が起きるでしょう。これはまた、ケース・バイ・ケースとして考えなきゃならぬ点があると思っておりますがね。

そういう意味で私は、この通達でやるということですから、その通達について、もう少しわれわれの納得できるようなものをここで示してほしかったという事です。

○政府委員(浦川親直君) 先ほど基準の考え方を申しますか、骨子を申し上げたわけでございますが、大体これでこれを目安といたしまして、やっていたいと考えておりますので、しかもさらにこれは郵政省の通達で出します。農林、自治に二応相談をするというところを出したいと思

いますので、御了承願いたいと思っております。

○鈴木強君 いま北條委員からも御指摘がありましたが、昭和四十一年六月三十日に郵政審議会に大臣が諮問をし、一年猶予を経て昭和四十二年十月三十日に答申が出た。この答申の中で、今回法律として具体的に改正を要する点は、業務区域と接続通話の二つだと思っております。しかし、この中にはなお北條委員の指摘になりましたような、行政機構の面において配慮をしてもらいたい、さつきも北條委員が読み上げましたが、ここに行政機構についてはこういうふうな述べていますね。「この際、とくに附言しておきたいことは、有線放送電話に対する監理の行政機構についてである。すでに述べたように、有線放送電話は短期間にめざましい普及発達をしたが、その行政機構にはこれに

応ずる整備がなされておらず、そのため、業務に關する行政ないし指導にも不徹底のうらみがみうけられるので、この見地からする機構の整備および要員の充実について格段の配意が望ましい。」というので、さつき北條君が言ったような、たとえ「中央、地方に第三者を加えた審議機関」等を設ける、こういうことであります。これは法律改正をしなくても、行政指導の面でおやりになるというのです。どうなのか、この点は答申の趣旨そのものが法律に及ぶものか、あるいは行政指導で済むものなのか、どうなのか、その解釈上には問題があると思っておりますが、私は少なくとも行政機構の改革をここに提案したのと思うわけであるが、そうであれば、これをどうして今度法律

改正の中に入れてもらえなかったか、こういうことであります。

○政府委員(浦川親直君) この「第三者を加えた審議機関を設け」ということでありますが、それは必ずしも行政機構的なものというふうにも実は理解しておらないわけでございます。第三者を加えた何と申しますか、諮問機関と申しますか、そういうものをも意味する一つの方策である、弾力的なものである。機構的には、組織的には弾力的な性格を持ったものであるというふうにも私は私どもは解釈しております。一つのきまった、さきとしましたものというのではなしに、今後どういうふうなこれを具体的に具現していくかということであらうというふうに思っています。それでこの第三者機関——第三者を加えた、そうしたはざりした機関をつくって、そこに全部の問題を、地方で起こります問題を、そこにげたを預けて決するというのが必ずしも完全に適正であるかどうか、それがまたよいかどうかということも、ちよつとわれわれとしても危惧をいたしておりますので、なお、その点につきましては、さらに検討を加えさせていただきますと存じます。それで前段に述べておりました要員の充実、機構の整備というところでございますが、これは本省、地方、電波監理局におきましますところの有線電気通信——有線放送電話を含めました有線電気通信、これの監督の要員が不足ではないかといいことでござい

ますが、これも毎年そのように努力しておりますが、なかなか実現に達しないというところでござい

ます。

○鈴木強君 まあ法律改正事項になるかならないかは、これはいろいろ突き詰めた検討をしてみなければなりません。いまの監理官のお話ですと、必ずしも法律改正をやらなくても、行政指導の面で行けるようにも承れるし、そうではなくてさらに検討するといふ、そういうお話もあるんだが、要するに、ここに答申をされておるこの趣旨というものは、十分生かして今後その方向に努力をして、もしこれは中央、地方に審議会を設け

たという事です。

○鈴木強君 いま北條委員からも御指摘がありましたが、昭和四十一年六月三十日に郵政審議会に大臣が諮問をし、一年猶予を経て昭和四十二年十月三十日に答申が出た。この答申の中で、今回法律として具体的に改正を要する点は、業務区域と接続通話の二つだと思っております。しかし、この中にはなお北條委員の指摘になりましたような、行政機構の面において配慮をしてもらいたい、さつきも北條委員が読み上げましたが、ここに行政機構についてはこういうふうな述べていますね。「この際、とくに附言しておきたいことは、有線放送電話に対する監理の行政機構についてである。すでに述べたように、有線放送電話は短期間にめざましい普及発達をしたが、その行政機構にはこれに

応ずる整備がなされておらず、そのため、業務に關する行政ないし指導にも不徹底のうらみがみうけられるので、この見地からする機構の整備および要員の充実について格段の配意が望ましい。」というので、さつき北條君が言ったような、たとえ「中央、地方に第三者を加えた審議機関」等を設ける、こういうことであります。これは法律改正をしなくても、行政指導の面でおやりになるというのです。どうなのか、この点は答申の趣旨そのものが法律に及ぶものか、あるいは行政指導で済むものなのか、その解釈上には問題があると思っておりますが、私は少なくとも行政機構の改革をここに提案したのと思うわけであるが、そうであれば、これをどうして今度法律

改正の中に入れてもらえなかったか、こういうことであります。

○政府委員(浦川親直君) この「第三者を加えた審議機関を設け」ということでありますが、それは必ずしも行政機構的なものというふうにも実は理解しておらないわけでございます。第三者を加えた何と申しますか、諮問機関と申しますか、そういうものをも意味する一つの方策である、弾力的なものである。機構的には、組織的には弾力的な性格を持ったものであるというふうにも私は私どもは解釈しております。一つのきまった、さきとしましたものというのではなしに、今後どういうふうなこれを具体的に具現していくかということであらうというふうに思っています。それでこの第三者機関——第三者を加えた、そうしたはざりした機関をつくって、そこに全部の問題を、地方で起こります問題を、そこにげたを預けて決するというのが必ずしも完全に適正であるかどうか、それがまたよいかどうかということも、ちよつとわれわれとしても危惧をいたしておりますので、なお、その点につきましては、さらに検討を加えさせていただきますと存じます。それで前段に述べておりました要員の充実、機構の整備というところでございますが、これは本省、地方、電波監理局におきましますところの有線電気通信——有線放送電話を含めました有線電気通信、これの監督の要員が不足ではないかといいことでござい

ますが、これも毎年そのように努力しておりますが、なかなか実現に達しないというところでござい

ます。

○鈴木強君 まあ法律改正事項になるかならないかは、これはいろいろ突き詰めた検討をしてみなければなりません。いまの監理官のお話ですと、必ずしも法律改正をやらなくても、行政指導の面で行けるようにも承れるし、そうではなくてさらに検討するといふ、そういうお話もあるんだが、要するに、ここに答申をされておるこの趣旨というものは、十分生かして今後その方向に努力をして、もしこれは中央、地方に審議会を設け

たという事です。

○鈴木強君 いま北條委員からも御指摘がありましたが、昭和四十一年六月三十日に郵政審議会に大臣が諮問をし、一年猶予を経て昭和四十二年十月三十日に答申が出た。この答申の中で、今回法律として具体的に改正を要する点は、業務区域と接続通話の二つだと思っております。しかし、この中にはなお北條委員の指摘になりましたような、行政機構の面において配慮をしてもらいたい、さつきも北條委員が読み上げましたが、ここに行政機構についてはこういうふうな述べていますね。「この際、とくに附言しておきたいことは、有線放送電話に対する監理の行政機構についてである。すでに述べたように、有線放送電話は短期間にめざましい普及発達をしたが、その行政機構にはこれに

応ずる整備がなされておらず、そのため、業務に關する行政ないし指導にも不徹底のうらみがみうけられるので、この見地からする機構の整備および要員の充実について格段の配意が望ましい。」というので、さつき北條君が言ったような、たとえ「中央、地方に第三者を加えた審議機関」等を設ける、こういうことであります。これは法律改正をしなくても、行政指導の面でおやりになるというのです。どうなのか、この点は答申の趣旨そのものが法律に及ぶものか、あるいは行政指導で済むものなのか、その解釈上には問題があると思っておりますが、私は少なくとも行政機構の改革をここに提案したのと思うわけであるが、そうであれば、これをどうして今度法律

改正の中に入れてもらえなかったか、こういうことであります。

○政府委員(浦川親直君) この「第三者を加えた審議機関を設け」ということでありますが、それは必ずしも行政機構的なものというふうにも実は理解しておらないわけでございます。第三者を加えた何と申しますか、諮問機関と申しますか、そういうものをも意味する一つの方策である、弾力的なものである。機構的には、組織的には弾力的な性格を持ったものであるというふうにも私は私どもは解釈しております。一つのきまった、さきとしましたものというのではなしに、今後どういうふうなこれを具体的に具現していくかということであらうというふうに思っています。それでこの第三者機関——第三者を加えた、そうしたはざりした機関をつくって、そこに全部の問題を、地方で起こります問題を、そこにげたを預けて決するというのが必ずしも完全に適正であるかどうか、それがまたよいかどうかということも、ちよつとわれわれとしても危惧をいたしておりますので、なお、その点につきましては、さらに検討を加えさせていただきますと存じます。それで前段に述べておりました要員の充実、機構の整備というところでございますが、これは本省、地方、電波監理局におきましますところの有線電気通信——有線放送電話を含めました有線電気通信、これの監督の要員が不足ではないかといいことでござい

ますが、これも毎年そのように努力しておりますが、なかなか実現に達しないというところでござい

ます。

○鈴木強君 まあ法律改正事項になるかならないかは、これはいろいろ突き詰めた検討をしてみなければなりません。いまの監理官のお話ですと、必ずしも法律改正をやらなくても、行政指導の面で行けるようにも承れるし、そうではなくてさらに検討するといふ、そういうお話もあるんだが、要するに、ここに答申をされておるこの趣旨というものは、十分生かして今後その方向に努力をして、もしこれは中央、地方に審議会を設け

たという事です。

○鈴木強君 いま北條委員からも御指摘がありましたが、昭和四十一年六月三十日に郵政審議会に大臣が諮問をし、一年猶予を経て昭和四十二年十月三十日に答申が出た。この答申の中で、今回法律として具体的に改正を要する点は、業務区域と接続通話の二つだと思っております。しかし、この中にはなお北條委員の指摘になりましたような、行政機構の面において配慮をしてもらいたい、さつきも北條委員が読み上げましたが、ここに行政機構についてはこういうふうな述べていますね。「この際、とくに附言しておきたいことは、有線放送電話に対する監理の行政機構についてである。すでに述べたように、有線放送電話は短期間にめざましい普及発達をしたが、その行政機構にはこれに

応ずる整備がなされておらず、そのため、業務に關する行政ないし指導にも不徹底のうらみがみうけられるので、この見地からする機構の整備および要員の充実について格段の配意が望ましい。」というので、さつき北條君が言ったような、たとえ「中央、地方に第三者を加えた審議機関」等を設ける、こういうことであります。これは法律改正をしなくても、行政指導の面でおやりになるというのです。どうなのか、この点は答申の趣旨そのものが法律に及ぶものか、あるいは行政指導で済むものなのか、その解釈上には問題があると思っておりますが、私は少なくとも行政機構の改革をここに提案したのと思うわけであるが、そうであれば、これをどうして今度法律

改正の中に入れてもらえなかったか、こういうことであります。

○政府委員(浦川親直君) この「第三者を加えた審議機関を設け」ということでありますが、それは必ずしも行政機構的なものというふうにも実は理解しておらないわけでございます。第三者を加えた何と申しますか、諮問機関と申しますか、そういうものをも意味する一つの方策である、弾力的なものである。機構的には、組織的には弾力的な性格を持ったものであるというふうにも私は私どもは解釈しております。一つのきまった、さきとしましたものというのではなしに、今後どういうふうなこれを具体的に具現していくかということであらうというふうに思っています。それでこの第三者機関——第三者を加えた、そうしたはざりした機関をつくって、そこに全部の問題を、地方で起こります問題を、そこにげたを預けて決するというのが必ずしも完全に適正であるかどうか、それがまたよいかどうかということも、ちよつとわれわれとしても危惧をいたしておりますので、なお、その点につきましては、さらに検討を加えさせていただきますと存じます。それで前段に述べておりました要員の充実、機構の整備というところでござい

るなんということは、これはたとえはというこ
で、これは本体ではないですね。ですから前段に
言っておる普及発達というものに対して適切な指
導助言がでないんじやなかったか、それならば
直すべき機構は直して、ほんとうに有線放送電話
というものが、その特性を生かして農家の皆さん
方の役に立つようにするためには、生き生きとし
たものにしたらどうかということだと私は思うの
ですが、そういう趣旨をもう少し突き詰めて検討
していただいて、私は法律でなくてもやれるとい
うなら、ここでどうやりますとか、法律改正なら
ば、いまここで十分こういふ点を研究しなければ
ならないので、今回は出ませんでしたか、そう
いう程度のはやはり御説明はあつてしるべきでは
ないですか。

○政府委員(浦川親直君) まことに御指摘ごもつ
ともでございます。他方の意見をなまのままで誤
りなく聴取し判断することができるようなやり方
を考えなさいということでございます。この法案
の提出に際しまして、この審議会の答申のこの部
分につきましては結論を得ておらなかったという
ことにつきましては、ここでおわびを申し上げる
わけでございますが、なお一その地方の意見を
聴取する方策につきましては、今後とも努力を
していきたいと、かように存じております。

○鈴木強君 率直に言われましたから、私はこれ
以上申しません。どうぞひとつ答申の趣旨を生か
すようによろしく願います。

それからこの業務の運営のところ(4)の中に、
現在の有線放送電話の施設者というのは、大体に
おいて地方公共団体、農林漁業団体、公益法人で
占められておりますが、個人経営のものが大体全
国で十数件あるといふことです。これは具体的には何
件いふございませうか。

○政府委員(浦川親直君) 現在十件でございます。

○鈴木強君 ここには「これらは、その業務の公
共性からみて決して好ましいものではないから、
有線放送電話業務の許可の有効期間の満了等の機
会に適切な経営形態に移行するよう行政指導に期

待する。」と、こうありますが、大体この答申を受
けて関係の皆さんとお話し合いをして、許可の有
効期間の満了時においては、大体ここに指摘され
ているような適切な経営形態に移行すると、こう
いうところまでいっているものでございませう
か。

○政府委員(浦川親直君) 答申の出ました時点で
おきまして、この個人経営のものが十六カ所ござ
いました。その後いろいろ更新の時期その他で効
果いたしました。法人その他への吸収とか、こう
いふことで現在十カ所になっておりますが、今後
とも、そういう方針で、これはゼロにしたいとい
うふうな努力をしてまいりたいと思ひます。

○鈴木強君 わかりました。

それから私にも指摘をしたことがありますが
が、有線放送電話業務を扱っておるのであります
から、放送をたくさんすることによって、その間
に電話がかかってくるけれども、電話の役に立た
なかつたといふようなことがある場合もある。で
すから、この放送と通話時間というものは、それぞ
れの施設者が十分に考慮をして、遠くからほるば
る電話がかかってくるに放送をしていけるため
に、かからないといふようなことのないように、御配
慮していただく必要があるんじゃないかと、こう
いふふうにも申し上げたのですが、そのうらはら
で、ここに業務の運営に対する(1)がございま
す。これは「有線放送と通話との時間割につい
て、一部には通話業務に偏し、放送時間を圧縮し
ているものがある。」これでは有線放送電話と
いふものが有線放送を主体として運用されること
からして、独自の存在意義をなくするから、本来
の使命を達成できるように指導しなさいとある。
この逆の場合もあると思う。放送時間が多けれ
ば、これは有線放送の通話時間が多過ぎて放送
のほうが多過ぎて少なくてその特質が生かされな
い。逆に放送がかなり長くて通話のほうが少ないとい
うこともないでしようけれども、比率のことにな
くてパーセンテージからいふ場合、放送時間の
ほうが比較的多いといふような、そういうことが

かりにあったとすれば、問題があるのじゃないか
というのでございませう。ここに指摘している
のは、有線放送の通話時間というものが多過ぎて放
送時間を圧縮していると、こういうことですね。
これは全国の調査をさせていただいたと思ひます。
前回、いま現在においては、こういう点はうま
く前記しておりますか、どうか。

○政府委員(浦川親直君) ここに指摘してござい
ますように、やはり放送時間が短くなる、通話が
どうしても主体になるということでございます。
で、やはり本来の有放のあり方からいいたしまし
て、放送というものをもう少しやたらどうかと
いうことでございまして、放送のほうは非常に
多過ぎて通話のほうは困るというふうなことは
ちょっと私も耳にしておりません。それから施
設によりましてライン別に放送を流しておりま
すから、通話がきた場合に、その部分のラインだけ
つなげるというふうなこともできます。したが
いまして、この答申にございませうな線では全
国有線放送電話協会の指導し、自主的に施設に対しま
す。そういう指導をしなさいといふふうにして
おるわけでございませう。

○鈴木強君 これは基本的なものですから、ぜひ
今後とも積極的に本来の使命を達成できるように
指導をしてほしいと思ひます。

それから、その次にございませう有線放送電話の
経営の状況についてですが、ここで指摘している
のは「使用料の額や経理の面で適切でないため
業務の運営の安定を期しがたいものがある。ま
た、これは少ない、間々ある、そういうわけ
で、その下には具体的に書いてありますが、こうい
う面についてはやはり一番経営上大事な点です
から適切な、健全な運営ができるような指導をされ
ていると思ひますが、ここに指摘されるようなも
のはもう解消されましたか。

○政府委員(浦川親直君) これにつきましまして、
私どももいたしましたし財務諸表その他を毎年
とっておりまして書面的には見ておりますが、こ
のような業務の運営の指導につきましては、でき

るだけ、その第三項にもございませうように、「職
員の訓練、運営相談、定期監査などにより、自主
的に行なうことが望ましい。」といふことで、で
きるだけ全国有線放送電話協会等を通じて自主
的にこういうことを指導させておるといふ段階で
ございませう。

○鈴木強君 大体これで答申については終わら
ますが、ここに指摘されております六つの答申が
あつて今回の法律改正が出てきたと思ひます
が、あとはそうするときはきり上げた行政機構
については今後検討をしていただく点が残つてお
りますが、大体法律改正によらないで行政指導の
面での答申に沿つてやつていきたい、こういう
ふうな理解をしておいてよろしくございませ
うか。

○政府委員(浦川親直君) そのように行政指導
の面でもやつていきたいといふふうな考へておりま
す。

○鈴木強君 それからこの際、私はちょっと有放
の実態について知るために多少質問をさしてま
らしますが、先ほど西村委員からの御質問がありま
したので大まかなところはわかりました。が、最
近は自動式の有放電話といふものが、だいぶ施設
がふえてきているように聞いております。それか
らまた三十九年一月に電話設備の共同設置が認め
られたために共同設置の設備の設置というも
のがかなりふえてきているように思ひますが、具
体的にどのくらいの数になっておりますか。それ
から共同設備の設置については、施設が二つ以上
あるところの市町村ですね、こういうものが全国
に幾つありますか。

○政府委員(浦川親直君) ただいまちょっと資料
を探しておりますが、ちょっといま見当たりませ
んのので、後刻調べまして御回答いたしたいと思
ひます。

○鈴木強君 それでは、設備の状況で最近是非常
に線路もケーブルを使つたり、電柱なんかも防腐
剤の注入をしたりしてかなりしつかりしたもの
ができておるように思ひます。そこで秘話式の装置

をつけているのは全国でどのくらいありますか、自動式電話の中で。

○政府委員(浦川親直君) 全施設数が二千三百七十四でございますが、そのうち先ほどのお尋ねの自動交換方式の設備数は四百七でございます。全体の割合としましては一七・一％でございます。それからそのうち秘話装置つき、これが百八施設でございます。それからまた個別呼び出しができるもの、そうして秘話装置がついておるもの、これが八百二十五であります。これは四十二年度末でございます。

○鈴木強君 これは公社のほうでもけっこうです、接続有線放送電話の設備はいま幾つになつておりますか。それから今後これはどういふふうな予定で公社線との接続をしていくのか、その見通しがあつたら聞かしてほしいのです。

○説明員(武田輝雄君) 四十四年三月末で申し上げさせていただきますと、接続有線の施設数は七百九、送受話器の数にいたしまして九十八万八千ほどになつております。それから四十三年度に増加いたしました施設数は百八件ほどでございます。公社といたしましては、請求のありましたものにつきましては技術基準に該当する限りほとんど全部需要に應ずるといふことでまいっておりますが、四十二年より四十三年度は若干減りございます。今後どういふふうな推移をたどりまするか、大体百施設程度が申し込んでくるというところではないか、このように考えております。

○鈴木強君 そうすると、原則としては申し込みがあるものについては、公社線の接続は今後認めていくと、こういうふうな理解していいですね。

○説明員(武田輝雄君) 従来もそうでございます。したが、今後とも申し込みのあるものにつきましては技術基準に該当するならば、すべて接続していくというところで望みたいと思つております。

○鈴木強君 これは時間の関係がありますから、資料であつて出してもらいたいのですが、有線放送電話の利用状況をちょっと知りたいんです。

一カ所当たりの市内の発信度数、それから市外の発信度数、それから電報の発信通数ですね。それから一接続回線当たりのそれぞれ申し上げたようなものと、それから一送話器当たりのものがあるというふうな状態か。それから収入状況について、これは月額で提示してほしいんですが、電話と電信電報の別に、これも同じようにならざるを得ない市内、市外電信、それから一接続回線当たりと一送話器当たりですね、これを後ほど資料でいただきたいと思つております。

○鈴木強君 それから三十三施設については、すでに御質疑がありましたように、昨年の十二月三十一日で切れておりました、その後公社では地団の措置でやっておられるようにすけれども、これは一体いつまでか、期限を切つてあるのをご存じますか。

○説明員(武田輝雄君) 郵政省に公社から認可申請をいたしましたのでございますが、その期限はことしの一月一日から一年以内というふうな期限を切つて認可申請をいたしております。

○鈴木強君 これは歴史を述べるのはやめさせていただきます。昭和三十八年からのいきさつがございませぬ。それで有線放送接続電話に対する役務の提供を受けて施行したもので、公社との間に、その切りかえ方について異議はありますが、ここでは言いませんが、できるだけすみやかに本来の姿に戻すことが私は大事だと思つております。そのためには、この三十三施設の中で三施設はもうすでに農集に切りかえられたようですね、切りかえたか、また切りかえれるかという状況にある。そこで残った三十の施設については、これはひとつ最優先的に関係の方々と話し合ひをして、たとえば、私は地元の意見が公衆電話を幾つつけてほしいということがあるならば、それをやめてほしい。それからまた、その地域で全部自動にして早

く自動電話でやつてほしいというところがあつたら、公社の計画はたとえば二年なり三年なりおくれられておつても、それをひとつ繰り上げて優先的にその自動改式の方向に計画を上げてもらつて、その自動改式の方向に沿うような形でひとつ本来の姿に戻したいと思つております。これはこの間に私は三十三施設全部地域ごとにならざるを得ないか聞きたい、地元の要望、それからそれにたいする公社の考え方を聞きたいのですけれども、時間がありませぬから、総括的に言つて、地元の御要望もありません、いま申し上げたような一つの例ですけれども、そういう点をひとつ勘案して、できるだけ過去に役務の提供を公社が受けたところでありませぬから、そういう点に思いをいたして、本来の姿に戻すような努力をぜひやつてほしい。これは四十一年に二年延長するとき、二年間にそういうことをやることになつておつたところ、いろいろなことがあつてできなかったわけでしょう、それで今日にきておるわけですからね。まあ、ひとつ国会の意思というものは、あのときも非常に強く皆さんにお願いしておつたわけですから、ぜひひとつ、その点は積極的に取り組んで解決してほしいと思つております。これはひとつ郵政大臣と電電公社総裁の両方からぜひ御意見を承つておきたい。

○国務大臣(河本敏夫君) 三十三施設、現在三十施設でございますが、その処置につきましては、昨年末行政的に一か年延ばしました、一応一年延ばしておりましたが、その間に、ことしの暮れまでの間に関係の方々と話し合ひをしまして、いまお話の御意見等も十分尊重いたしました。処置ができるように努力をしております。御意見が、また関係の現地の住民の方とも十分打ち合わせ、納得していただきまして早急に解決したいと思つております。御趣旨に沿つてやりたいと思つております。

公社の一般の電話、公衆電話、有線放送電話、それから農村集団自動電話、こういうものがそれぞれ立場から地域の発展に寄与しておると思つております。従来のように、農集と有放との対立感情などというものは、これはナンセンスであつて、ほんとうにどうしたら農村がよくなるか、電話の面において、われわれも三十数年間ほんとうに真剣に考えてきて、私も三十一年に來まして、三十二年の有線放送電話の法改正のときも実は意見を申し上げて、ずっとそれからタッチしてきておるのですけれども、お互いに農村の方々がたいへんな苦勞をしておられる現状で、そして電電公社の電話施設が、どうかすると、農村には後手後手をやつてきた、そういうところからして、こういうのが生れてきた原因もあるわけですから、それを解決するためにお互いに努力してきたと思つて、ぜひ一体感の中で、農村をどうしたらもっとよくすることができるか、こういうところにみんなが気持ちを一つにして前進の体制をつくりたいと思つております。

そういう意味で、ちょっと私は気になることがありませぬから伺つておるんですが、有線放送電話関係については、三つの団体がございまして、すてにお話もありましたように、全国有線放送電話協会、これは社団法人で郵政大臣が認可をした特殊法人だと思つております。これには補助金も出ておると思つております。それから日本農林放送事業協会は、これは社団法人でございまして、やはりこれは所管は農林省で、広報委託費が政府から、総理府所管の中から出ておると思つております。それそれ私には、団体が生れた歴史的な理由もあつたと思つて、よくわかるわけですから、この全国有線放送電話協会ですね、これがこれからは続いていくと思つております。これが何かわれわれは、相

なることならば、一本化するような方向がとられて、そして将来農林省なり自治省なりあるいは郵政省なり、それぞれのお役所が相協力しなければなりません、所管は何と云っても電気通信の場合には郵政省でございましょうから、郵政大臣のところでもつてこの有線放送電話協会というものをそういうふうな発展的にひとつ大同団結するような方向へ話というものはできないのでございましょうか。そして三つがばらばらになるよりも、一つになったほうが強いものになるんじゃないでしょうか。そこには非常にむずかしいですから、一がいには言えませんが、私はちよつとそういう感じがするものだから、願わくは、そういう方向にいかないものだろうかということを、一鈴木個人として考えておるものですから、何かそういうふうなことについてお考えがあったら、大臣からこの際伺いたいのですが、いかがでしょうか。

い一本になるのではなからうか、したがって、それよりもさらに増額ということ、これは指導を一そう強化するという意味合いにおきまして、私どもとして予算要求をしていきたいと思つて、一本になれば、その補助金というものは一本になつていく、こういうふうな考えられるのではないかと考えています。

○鈴木強君 その補助金の点、私ちよつと誤解だったんですね。その五百万円が正当でございませぬ、年に。そうすると約二千万ということですが、正確な数字わかりませぬか。

○政府委員(浦川親直君) そのとおりでございまして、年に約五百万円。正確に申し上げますとちよつと数字計算しませんとわかりませんが、大体七％から五％予算節約を毎年しておりますので、これは大蔵省全体の予算節約であります。それで、四十一年度から四十四年度まで現在出ており、有線放送電話協会につきましては四十一年度から、農事放送推進協議会につきましては四十年

度からということになっております。

○鈴木強君 それでは最後に大臣と総裁にお尋ねいたしますが、いろいろ問題がありましたこの有線放送電話に対して、さつきから申し上げているように、答申が出され、その答申に基づいてこの改正がなされた。したがって、非常にこの改正では不満であるという方々も私はいらっしゃると思ふんです。しかし、いろいろと意見があり問題を起し、そしてここまですべて英知を集めて協議をし相談をしてきた経過があるわけですから、有線放送電話に関する限り、この改正をもって一応ビリオドを打つ、そして有線放送電話はこの法律の改正の趣旨に沿つて今後充実発展をしていただく、こういうことが一つ私考えられますけれども、それでいいのかどうか。

○鈴木強君 有線放送電話協会の場合、北條委員からお話があったと思いますが、昭和四十一年以降でも九千六百万円ぐらいの郵政省から補助金が出ていたわけですね。これはいまの問題との関連があります、それを切り離した場合、有線放送電話協会に対して、さらに補助金をふやそうというふうな考え方はないですか。
○政府委員(浦川親直君) 有線放送電話協会につきましては、四十一年度から毎年約五百万円ずつでございます。日本農事放送推進協議会、これは農事放送施設の指導団体でございまして、これに對しても大体郵政省の補助金と同程度が四十一年度からこれは出ております。これがもし三団体が一緒になりますれば、これらの補助金もある

じます。したがって、これらの取捨選択は当然地域住民の方々がおやりになることだと思つて、少なくなつても、農集に對して有放だとか、有放に對しては農集だとか、こういうふうな意見が今後全国のごも出てこないようなやはり配慮をして、農集とこの有線放送電話との両々相まつての発展というものを期してほしいと思つております。

それから、なおまだそれでは不満な地域もあるでしょう。したがって、さつき私が申し上げましたような都会と同じような自動電話の導入ですね、こういうものを十分に考へて、そしてまたあつたものでつりまうかというふうにしてほしいと思つて、あるいは電電公社の総裁として、郵政大臣として、あるいは電電公社の総裁として、この法律案の改正後どういうふうにやつたらいいか、それから、この法律改正というのは、これによつて農集に對する改善は大体終わったと、あとは答申に残されているようなさつきの際つかの問題点がありますから、検討を加へ、指導していただく点は指導していただく、こういうふうな理解してよろしいものでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) 結論として、二つの趣旨をお述べになりましたが、全く賛成でございませぬ。御意見のとおりだからやめていただきたいと思つています。

○説明員(米沢滋君) ただいま郵政大臣がお答へになりました二つの御趣旨につきましては、全く同感でございます。

○委員長(水岡光治君) 他に御発言がなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(水岡光治君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(水岡光治君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。有線放送電話に関する法律及び公衆電気通信法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)(衆議院送付)を問題に供します。

〔賛成者挙手〕
○委員長(水岡光治君) 全会一致と認めます。よつて、本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(水岡光治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後三時二十一分散會

五月九日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月二十日)
一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

五月九日日本委員会に左の案件を付託された。
二、簡易郵便局法改正に関する諸願(第四三三三号)
第四三三三三三号 昭和四十四年四月三十日受理
簡易郵便局法改正に関する諸願(七通)

請願者 佐賀県小城市三日町大寺簡易郵便局内 石井良男外六名
紹介議員 杉原 荒太君
この諸願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

昭和四十四年五月二十六日印刷

昭和四十四年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局